

県産農畜水産物の販売促進キャンペーン業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により外食産業向けなどの県産農畜水産物の需要が減退しており、価格低下や滞留、生産者の所得低下等の影響が生じています。

このため、県内量販店等と連携して、キャンペーンを実施することで、県産農畜水産物の販売促進、消費喚起を図るとともに、三重産の食材を食べて生産者を応援することで、滞留の早期解消や所得向上に資することを目的とします。

2 委託業務の内容

別添業務仕様書のとおり

3 契約上限額

82,993,822円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名
県産農畜水産物の販売促進キャンペーン業務
- (2) 委託期間
契約の日から令和4年3月4日（金）まで

(3) 成果品

本業務の成果品として「業務実施結果報告書」を作成し提出すること。

(4) 成果品の提出期限

令和4年2月25日(金)

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、別添業務仕様書に基づき提出された企画提案資料を「県産農畜水産物の販売促進キャンペーン業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

- (1) 企画性 県産農畜水産物の消費喚起及び販売促進につながる提案となっているか。
- (2) 的確性 提案の内容は、業務仕様書と合致し、具体的に記述されているか。
- (3) 実現可能性 キャンペーンの運用の知識と経験を有するか。
- (4) 経済合理性 費用対効果の観点から合理的な内容となっているか。
- (5) 業務推進体制 業務遂行に的確かつ十分な体制となっているか。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案資料について

以下の書類について、7部提出してください。

ア 企画提案書

(様式自由、両面印刷、A4版30ページ以内としてください。)

イ 提案書の概要

ウ 業務執行体制

エ 業務執行スケジュール

オ 費用内訳書

(経費の内訳及び外税で表記してください。)

カ その他、企画提案に関する有効な資料

(2) 提出方法

- ・企画提案資料は、持参又は郵送等による送付で提出してください。
(ファクシミリ、電子メールによる提出は受け付けません。)
- ・郵送等による送付の場合は、電話にて提出先に資料の到達を確認してください。

(3) 提出期間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月6日(火)17時(必着)までとします。

(4) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部水産振興課水産流通班(県庁6階)
電話 059-224-2515

7 質問の受付及び回答

企画提案コンペに関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行ってください。(電話でのご質問には、回答できませんのでご注意ください。)

(1) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

件名は「販売促進キャンペーン業務企画提案コンペの質問」としてください。

(2) 提出期限

令和3年6月22日(火)17時まで

(3) 提出先

三重県農林水産部水産振興課水産流通班
ファクシミリ：059-224-2608
電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp

(4) 回答

令和3年6月25日(金)までに三重県HPに回答を掲載します。

8 企画提案コンペへの参加意思表示

企画提案コンペへの参加にあたっては、企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

(1) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

件名は「販売促進キャンペーン企画提案コンペの参加資格確認申請」としてしてください。

(2) 提出期限

令和3年6月25日(金)17時(必着)まで

(3) 提出先

前述7の(3)と同じ

9 書類審査の実施

提案者が多数の場合は、事前に企画提案書の書類審査を行います。

これにより、不適格でないものを5者まで選定した上で、選定された者のプレゼンテーションによる審査を実施します。

書類審査の結果については、提案を提出したすべての者に令和3年7月8日（木）17時までに電子メールで連絡します。

なお、提案者が6者に満たない場合は書類審査を省略します。

10 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による書類審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施します。

これにより、最優秀提案を選定した上で、その提案を提出した者を受託候補者として、契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査は行わず、選定委員会で書類審査のみ実施します。

(1) 内容

プレゼンテーションは、提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とします。

なお、基本的に対面にて行いますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンライン（Cisco Webex Meeting）で行います。

(2) 実施日時・場所

令和3年7月12日（月）13時30分～

三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎 5階 第51会議室

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案を提出したすべての者に令和3年7月8日（木）17時までに電子メールにて連絡します。

11 受託候補者に提出を求める書類の内容

受託候補者に選定された場合は、次の（1）から（5）までの書類各1部を令和3年7月15日（木）までに提出してください。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの（有料））の写し（提示可）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し（提示可）

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- (5) 見積書（経費の内訳及び「消費税抜き」で表記してください。）

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部水産振興課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部水産振興課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

15 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(2) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとします。

(3) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、三重県個人情報条例第53条、第54条及び第56条に罰則があることに留意してください。

(4) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とします。

19 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町1-3番地

三重県農林水産部水産振興課 担当：伊藤（光）、程川

TEL：059-224-2515 FAX：059-224-2608

E-mail：suiryu@pref.mie.lg.jp